

上尾市告示第101号

次のとおり都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年3月31日

上尾市長 畠山 稔

1 都市公園の名称及び位置

名 称	位 置
コミュニティ広場	上尾市壺丁目北17番1
今泉三丁目公園	上尾市今泉三丁目4番1
川三丁目公園	上尾市川三丁目4番1
寺東公園	上尾市小泉二丁目6番

2 都市公園の区域

別紙のとおり

3 供用開始の期日

令和8年4月1日

